

2021年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など **【広域連合】**

①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(答)第8期事業計画期間においては国標準9段階を12段階へ多段階化し、応能負担を行っています。また、介護保険は40歳以上の国民が皆で助け合う制度であるため、収入や所得に応じた応能負担となります。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

(答)恒常的な制度として、生計維持者の死亡、重大障害もしくは長期入院による減免制度を設けています。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(答)社会情勢等を鑑みて、引き続き検討を進めます。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(答)介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

(答)現時点で、広域連合独自の補助制度の創設は予定しておりません。

★(2)介護保険サービス[広域連合]・[長寿課]

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

(答)介護保険制度で定める範囲で、適切に対応しています。[広域連合]

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

(答)意図的な制約は行われていないものと理解しております。引き続き、必要とする方に、適切なサービスが提供できるよう努めて参ります。[広域連合]

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

(答)総合事業は、事業費の上限管理がされておりますが、上限を超過した場合においても必要なサービスが提供できるよう、一般財源及び第1号保険料を財源として、事業費が確保できる体制を整えています。[広域連合]

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

(答)本市では、毎年地域包括支援センターに介護予防事業を委託し、地域で介護予防の普及啓発を行うとともに、直営事業として運動習慣の定着を目的に毎年市内2か所が高齢者のための運動教室を開催しています。どちらの事業も、教室終了後に自主グループ化できるよう働きかけ、介護予防活動を自主的に継続できるよう支援しています。

更に、直営事業として、継続的に通って体を動かせるよう「継続実施型の介護予防教室」を市内3か所で行っています。

今後も、現行の介護予防教室を継続するとともに、現在教室等の開催がない地域での事業展開について検討してまいります。[長寿課]

(3)基盤整備[広域連合]

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(答)介護施設等につきましては、サービスの需給などを検討し策定した介護保険事業計画に基づき計画的に整備します。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(答)ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。

(4) 高齢者福祉施策の充実[長寿課]・[広域連合]

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

(答) サロン活動費の助成として、住宅等を賃貸してサロン活動を行っている場合にその経費を助成する「地域交流活動助成金交付事業」を平成29年度から開始しました。

更に、活動が定着したサロンを実施していただいている団体には、市と社会福祉協議会から参加者の人数に応じた費用助成を行っております。

認知症カフェは、市内3か所で実施されており、今年度新たに1か所新設予定です。今後も地域で通いの場の充実にも努力してまいります。[長寿課]

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(答) 現時点で、受領委任払い制度の実施は、予定しておりません。今後の実施にあたっては、利用者及び事業者からの需要などを見極めつつ、実施についての検討を行ってまいります。[広域連合]

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

(答) 現時点では予定しておりません。[長寿課]

★(5) 介護人材確保[広域連合]

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(答) 現時点で、広域連合としての介護職員処遇改善の施策は、予定しておりません。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

(答) 現時点で、広域連合としての1人夜勤の禁止は予定しておりません。人員配置については介護保険法に基づき適切に行うよう、指導しております。

★(6) 障害者控除の認定[長寿課]

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(答) 介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状態を直接判断するものではなく、「介護の手間のかかり具合」を判断して要介護度を認定します。一方、障害者控除の対象者を市町村が認定する基準は、「知的障害者に準ずる場合」もしくは「身体障害者の1～6級に準ずる場合」又は「ねたきり者」とすると厚生労働省からの事務連絡に示されています。このように、判断基準が異なることから、要介護認定のみをもって一律に障害者控除の対象とすることはできません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(答) 上記①のとおり、要介護認定は「介護の手間のかかり具合」を判断するもので、障害者かどうかを判断するものではありません。従いまして、要介護認定者すべてが障害者控除対象者になるとは言いきれず、すべての要介護認定者に自動的に認定書または申請書を送付することは考えておりません。

ただし、令和2年度より障害者控除対象者の市の認定基準を満たす方に関しては、認定書の送付をするようにしております。

2. 国保の改善について[保険年金課]

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

(答)国保税は国保の運営に必要な額に対して設定されています。平成30年度の国保広域化にともない、国より一般会計からの法定外繰入れは行わないよとの指導もあり、一般会計からの法定外繰入れを増やすことは考えておりません。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(答)震災、風水害などの災害で障害者になったとき、災害で居住する住宅や家財に損害を受けたとき、また、生計中心者が災害で死亡したとき、失業、事業の休・廃止をしたとき、生計中心者に長期療養が必要となったとき等、担税能力が一時的に低下している納税義務者を対象に減免制度を設けています。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

(答)子育て支援の観点から言いますと、国民健康保険に限らず広く一般に行き渡るような施策を考えたいため、国民健康保険税の均等割について、一般会計による減免制度の実施は考えておりません。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

(答)生計中心者が失業、事業の休・廃止をした、もしくは災害で死亡したとき、または生計中心者に長期療養が必要になったときには、市独自の減免制度を用意していますので、傷病を限定しない恒常的な制度は考えておりません。減免の要件は、前年より収入が減少した場合としており、前年の収入がなく、今年も収入がない見込みであれば、減少とみなせず減免することはできません。また、令和3年度に係るコロナ減免の要件については、コロナの影響で担税能力が一時的に低下している納税義務者を減免の対象としていますので、前年である2020年の収入と比較するものとし、コロナ以前の2019年にすることは、考えていません。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

(答)傷病手当金は保険者の判断により実施できる任意給付とされており、今回の新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金については、国から全額補助がされることから実施しています。そのため、国の補助対象外である事業主、新型コロナウイルス感染症以外の傷病を対象とすることは考えておりません。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

(答)法の趣旨にのっとり、執行をしまります。

★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(答)法の趣旨にのっとり、執行をしまります。また、短期証の発行期限は、税の滞納額及び支払い意思などを考慮し6か月以内にて発行します。

⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度につい

て行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(答)一部負担金の減免基準は、国基準より拡大して減免が受けられるようになっています。また、窓口での周知も行っています。

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

(答)高額療養費の支給申請手続の簡素化については、高額療養費に該当した受診者が変わっても同じ口座に振り込んでしまうなどトラブルの原因となりかねないため、現時点での実施は考えておりません。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など[収納課]

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

(答)納税義務者と面談し、生活状況の聞き取りや財産調査等を行ったうえで、市税等の支払い能力を判断しています。

生活が困窮している状態であると認められる場合は、法律等による猶予や執行停止等の対応などを行います。また、相談のうえで分割納付の対応をとるなどしています。

4. 生活保護について[福祉課]

★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

(答)福祉課窓口のカウンターに、生活保護の制度説明のしおりを置き、相談しやすい環境づくりを心がけています。ただし、申請書等の書類は管理の問題もありますので、誰もが見えるところに置くということは難しいです。申請については現状の聞き取りを行ったうえで申請は速やかに受理しております。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

(答)相談者の現状把握に努め、申請権を侵害することなく適切な対応をしています。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

(答)不要な扶養照会は一切行わず、生活保護申請者の了解を得たうえで扶養照会をしています。扶養照会を拒否される場合、明らかに支援が見込めない場合には、扶養照会はしておりません。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(答)住居のない人も、早期に住居を確保し、居宅生活を送れることが望ましいと考えます。また、一時的な支援として必要な場合には、生活保護受給者向けの施設を案内することがありますが、全て個室です。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(答)平成30年度からCWが1名増員となったことにより、社会福祉法第16条で定められているCW1名あたり80名の標準数となり、今年度に至るまで同様

の体制が維持できています。研修につきましては、リモートにて新任ケースワーカーや生活困窮者等分野別の研修が実施されており専門知識の向上に役立っています。ケースワーカーの外部委託は、適当ではないと考えます。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

(答) 新規開始ケースにおいて、生活保護法の規定通り、冷房器具が必要と認められた場合には、基準内においての支給が可能であることの説明をしています。

5. 福祉医療制度について[保険年金課]

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(答) 子ども医療費助成事業、精神障害者医療費助成事業、後期高齢者福祉医療費給付事業については、県の補助部分を拡大して実施しています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。なお市では県の補助範囲を拡大して医療費の自己負担分を助成しております。通院医療費は15歳年度末まで、入院医療費は令和2年10月から18歳年度末まで対象を拡大いたしました。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(答) 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対しては、精神科以外の通院及び入院に対する自己負担分についても全額助成しています。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者に対しては精神科通院に対する自己負担分を助成しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

(答) 県の補助範囲を拡大し、自立支援医療対象者の精神科通院及びひとり暮らし高齢者の通院及び入院医療費の自己負担分を助成しています。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進[子育て支援課]

①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

(答) 第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月策定)において、子どもの貧困対策計画を策定いたしました。引き続き、子どもの学習面、生活面、就労への支援等を続けてまいります。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

(答) ひとり親世帯等への支援については、母子・父子自立支援員を置き身上相談に応じ、必要な情報提供及び指導等自立支援を行っています。また、現在実施しています自

立支援給付金事業及び日常生活支援事業等により、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(答)学習支援につきましては、現在実施しているひとり親家庭の子どもに対して月2回の学習支援を継続してまいります。子ども食堂につきましては、令和2年度より、「蒲郡市子ども食堂運営事業補助金要綱」を制定し運営への支援を行っております。今後も継続的な運営のためにどのようなサポートができるか考えてまいります。

(2)就学援助制度の拡充[庶務課]

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(答)本市の基準額算定には特別支援就学奨励金で適用する生活保護基準額(改定前基準)を採用し、その1.3倍以下としています。ただし、1.3倍以上であっても特別な事情がある場合、認定しています。年度途中も随時申請の受付を行っており、転入生には各学校の事務職員から就学援助制度の説明をしています。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

(答)小中学校の給食費の無償化は考えていません。なお、生活保護や就学援助制度を利用した準要保護の対象者は給食費が無料です。[学校給食課]

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

(答)子育て世帯の負担軽減を考え、給食費の減額等の対応を現在検討しています。[子育て支援課]

(4)保育施策の抜本的拡充[子育て支援課]

- ★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

(答)市では、蒲郡市保育園グランドデザイン及び蒲郡市公共施設マネジメント実施計画に基づき、整備を行ってまいります。公立施設は老朽化が進行しているため、適切に更新を行っていきます。

- ★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

(答)市では、保育所の整備について蒲郡市保育園グランドデザイン及び公共施設マネジメント実施計画に基づき具体的な整備を進めてまいります。

認可外保育施設については、児童福祉法施行規則の改正により、令和元年度7月1日からすべての認可外保育施設が届出の対象とされたことに伴い、令和元年度から毎年1回県の実地指導調査が義務付けられました。実地指導調査には、指導保育士を含めた市の職員も同行し、国の定める基準を満たすことができるよう指導・助言を行ってまいります。

- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

(答)本市に該当事業はありません。

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

(答)国の定める配置基準及び面積にかかる基準を満たすとともに、より良い保育環境を提供できるように努めてまいります。

⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

(答)公立賃金のモデルケースと私立との差額に対して補助金を交付し、公私の給与差の解消及び保育の質の確保に努めています(蒲郡市民間保育所等運営費補助金)

7. 障害者・児施策について[福祉課]

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

(答)障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう引き続き取り組んでまいります。また、事業所に必要な情報提供を行い、施設整備の促進も行っております。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

(答)障害支援区分、障がいのある方及び介護をされる方等の状況、サービス等利用計画に基づき、必要と思われる時間を支給決定しています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

(答)通園、通学、通所については、原則移動支援の対象外としていますが、やむを得ない事情(疾病で介護者が介護できない等)の際には、検討を行います。

④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

(答)入院中のヘルパー派遣は基本的には認めておりませんが、障害特性によっては特例として認めた事例があります。また、通院時の院内介護は認めています。なお、蒲郡市では、医療従事者との意思疎通が図れない場合に、その者と意思伝達に熟達している者を派遣する「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。

⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

(答)障害福祉サービス等の利用料負担につきましては、法に定められた負担をお願いいたします。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

(答)介護保険が対象になる方については、基本的に介護保険の利用が優先となりますが、利用意向を聞き取り、障害福祉サービスの種類やその方の状況に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。一律にそれまで受けていた障害福祉サービスの支給時間を削減する取扱いはありません。

⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

(答)夜間体制については、夜間支援対象利用者の人数に応じ夜間支援体制加算を算定することができます。なお、県では共同生活援助の経営の安定化及びその参入促進

を図ることを目的として補助事業を実施しており、本市も県の事業に基づき補助を実施しています。

⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。国への要望については、今後情報収集を行う中で状況を確認してまいります。

⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。

8. 予防接種について[健康推進課]

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

(答) 現在、蒲郡市においては、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種の助成は実施済みです。またインフルエンザワクチンの助成については、非課税世帯・生活保護世帯に対しては、1,000円の助成、基礎疾患のある方については、自己負担が1,000円になるように助成を実施しています。その他の任意の予防接種については、さまざまな要望があり、他自治体の状況や予防接種を含む予防にかかる対策等の情報を収集し、研究していきます。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

(答) 現在、蒲郡市においては、65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳の市民及び60から64歳で医師が接種を必要と認めた市民に対して自己負担2,000円で定期予防接種を実施済みです。定期予防接種の一部負担の引き下げや2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることについては、他自治体の状況や予防接種を含む予防にかかる対策等の情報を収集し、研究していきます。

9. 健診・検診について[健康推進課]

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(答) 蒲郡市では、平成30年4月から助成を開始しました。今後、運用を見守っていく中で情報収集も行い、研究してまいります。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(答) 蒲郡市では妊婦については、平成11年から集団で実施し、平成25年から市内歯科医療機関委託で個別実施しております。産婦については、現在行っておりませんが、調査・研究に努めてまいります。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(答) 歯科衛生士は保健所に常勤2名の方が配置され、保健センターには非常勤1名が配置されています。人数だけではなく業務改善も含め適正化を検討してまいります。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。後期高齢者医療制度における全国共通の

課題につきましては、全都道府県の広域連合が意見・要望を集約し、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して要望を行っているところです。後期高齢者の窓口負担割合につきましても、愛知県のみならず全国の被保険者にかかる課題であることから、全国後期高齢者医療広域連合協議会において要望を行うことが適当であると考えます。[保険年金課]

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

(答) 国民健康保険の国庫負担の引き上げについては、全国市長会から提言がされております。傷病手当や出産手当に関しましては、貴重な意見として確かにお聞きしました。[保険年金課]

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

(答) 持続可能で安心できる年金制度の構築を図るよう、全国市長会からも提言がされております。貴重な意見として確かにお聞きしました。[保険年金課]

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課]

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。なお市単独事業としては、令和2年10月から入院医療費助成を18歳年度末まで拡大実施しております。[保険年金課]

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。なお、本市は、障がいのある方が地域で安心して暮らすため、安心生活支援事業を整備しています。[福祉課]

⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課][福祉課][子育て支援課][健康推進課][市民病院]

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度について [保険年金課]

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。なお市単独事業としては、令和2年10月から、入院医療費助成を18歳年度末まで拡大実施しております。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象とってください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。なお市単独事業としては、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者への精神科以外の通院・入院に対する自己負担分を、全額助成しています。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者については精神科通院に対する自己負担分を助成しています。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。なお市単独事業としては、県の補助範囲を拡大し、自立支援医療対象者の精神科通院及びひとり暮らし高齢者の通院・入院の自己負担分を助成しています。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。[保険年金課]

(答) 国保制度改正により県も共同保険者となり、財政運営の責任主体となりました。貴重な意見として確かにお聞きしました。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

(答) 県は、令和2年度に引き続き、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を受け、入院医療機関における人工呼吸器等の医療機器の整備費に対する補助や、新型コロナウイルス感染症患者対応のために病床を整備した医療機関に対する空床・休床補償及び消毒等の経費の補助、医療機関の感染防止拡大等への支援などを行っています。また、県独自の応援金を創設し、医療従事者の処遇改善を促進しています。市としましては、こうした補助制度を有効に活用し、感染拡大防止や医療提供体制の確保に努めてまいります。

診療報酬については、国において2022年度診療報酬改定に向け本格的な議論が始まりましたが、その動向を注視してまいります。[市民病院]

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[健康推進課]

②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課]

③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[健康推進課][市民病院]